



(平成23年5月9日)

年金信託部

この度の東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 東日本大震災に対処するための特例措置について(企業年金関係)

5月2日に、『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律』(法律第40号)の他、以下の関連政省令等が制定されました。

(法律及び ~ は、[国立印刷局HPのインターネット版官報](#)(平成23年5月2日付(特別号外第36号))に30日間掲載されています。また、 ~ は、[厚生労働省HP](#)に掲載されています。)

- 『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令』(政令第131号)
- 『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令』(厚生労働省令第57号)
- 『厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件』(厚生労働省告示第153号)
- 『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示』(厚生労働省告示第154号)
- 『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について』(厚生労働省局長通知 保発0502第6号・年発0502第3号・雇児発0502第3号)

以下では、これらの法令のうち、企業年金関係の特例についてご案内申し上げます。

### <厚生年金基金関係>

項目	概要	参照条項
標準報酬月額の特例	特定被災区域(1)の事業所の事業が大震災による被害を受け(2)、賃金が著しく変動した場合(3)、厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定できる。	[法律]第94条 [省令]第33条 [通知]第2
厚生年金基金の標準給与の改定の特例	上の特例により標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合、賃金に著しい変動の生じた月から標準給与を改定できる。	[政令]第11条第1項 [省令]第38条、第41条 [通知]第2
保険料の免除の特例	特定被災区域の事業所において、賃金の支払に著しい支障が生じている場合(4)、厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険料(被保険者本人負担分及び事業主負担分)を免除できる。	[法律]第95条第1項、第2項 [省令]第34条、第35条 第36条 [通知]第3

保険料の免除の特例	厚生年金保険料を免除された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合、免除保険料額を免除できる。 また、免除された免除保険料額は最低責任準備金に加算されない。	[法律]第95条第3項 [政令]第11条第2項、第3項 第4項 [省令]第39条、第40条 第41条 [告示第153号] [通知]第3
老齢厚生年金・老齢基礎年金の裁定の特例	特別支給の老齢厚生年金等の受給者であって厚労大臣が定める区域に住所を有する者について、被災後、65歳に達した日に老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定請求を行ったものとする。	[法律]第96条、第98条 [政令]第12条、第13条 [告示第154号]第3条、第4条
死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	震災により行方不明となった者の生死が3ヶ月間分からない場合や死亡の時期が分からない場合において、平成23年3月11日に死亡したものと推定する。	[法律]第97条、第99条 [省令]第42条、第43条

- 1 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域。(参照:[法律]第2条第3項 [東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律]第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令]第2条)
- 2 具体的には、事業所が損壊するなど直接的な被害が生じている場合や、事業の実施に必要な電気等の施設の被害が生じている場合などが該当する。
- 3 具体的には、休業等により給与が支払われていない場合や、変動前後で標準報酬月額等の等級に2等級以上の差が生じた場合などが該当する。
- 4 具体的には、休業等により、概ね過半の被保険者に給与が支払われていない場合などが該当する。

<確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金関係(DC)>

項目	概要	参照条項
遺族給付金・死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例	震災により行方不明となった者の生死が3ヶ月間分からない場合や死亡の時期が分からない場合において、平成23年3月11日に死亡したものと推定する。	[法律]第100条(DB) [法律]第101条(DC)

なお、これらの特例の適用に係る手続き等については、別途、厚生労働省から通知が発出される予定です。厚生労働省からの通知発出がありましたら追ってご案内申し上げます。

以上